

ID: 455

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	負担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第14条		
例 規 番 号	平成18年条例第198号		
<p>【根拠条文】 (負担金の減免)</p> <p>第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の管渠^{きよ}事業又は処理場事業に係る負担金を減免することができる。</p> <p>(1) 不特定多数の自由使用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が所有又は使用する土地に係る受益者</p> <p>(3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(4) 前3号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条の規定による。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第12条 条例第14条の規定により、負担金の減免を受けようとするもの(以下この条において「申請者」という。)は、決定通知書若しくは納入通知書を受けとった日又は減免の理由が発生した日から15日以内に下水道事業受益者負担金減免申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、管理者が必要ないと認めたときは、申請書の提出を省略することができる。</p> <p>2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、別表第2に掲げる下水道事業受益者負担金減免基準に基づき、その適否を審査決定し、申請者に下水道事業受益者負担金減免決定通知書(別記様式第8号)により通知する。</p> <p>3 負担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	名寄市公共下水道事業受益者分担金条例に準用あり。		
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年7月28日